



家族との安否確認方法を

防災ガイド ⑧ ～日ごろの備え～

◆危機管理室 保
(☎042-438-4010)

災害が発生し家族がばらばらになってしまった場合、お互いの安否確認はとても重要です。そのような事態に備え、携帯電話会社の災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板サービスなど、家族同士が連絡を取り合える複数の方法を確認しておきましょう。また家族が別々の場所で被災した場合の集合場所も複数決めておきましょう。今回の防災ガイドでは、安否確認方法の一つ、災害用伝言板サービスについてご紹介します。ぜひご家族で確認し合ってください。

災害用伝言板サービスとは

震度6以上の地震などの大きな災害が発生したときに、携帯電話会社のサービスやインターネットを利用して自身の安否情報を登録したり、登録された家族などの安否情報を確認したりすることができます。

災害用伝言板サービスが体験できます

～家族でミニ防災訓練をしてみましょう～
毎月1日・15日(午前0時～午後11時59分)、**正月**(1月1日正午～3日午後11時)
防災週間
(8月30日午前9時～9月5日午後5時)
防災とボランティア週間
(1月15日午前9時～21日午後5時)
※伝言の録音(登録)などには通話料・通信料がかかります。
右記の画面を参考に、ぜひ伝言板サービスを体験してみてください。

災害用伝言板サービス利用ガイド

携帯電話会社の災害用伝言板メニューにアクセスしてください



メニュー画面に表示される「災害用伝言板」を選択

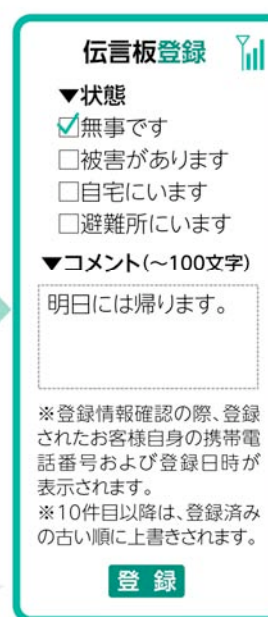


「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」または「確認」を選択

※画面はメッセージ登録画面・確認画面の一例です。ご利用の機種契約内容により、表示される内容が異なる場合があります。

「確認」を選択した場合

「登録」を選択した場合



登録



安否確認したい人の「携帯電話」の番号を入力して検索ボタンを押す。その後、登録内容が確認できる

災害に強い街づくりを進めています

木造住宅の耐震シェルターなどの設置費用を助成

市では、木造住宅に耐震シェルターなどを設置する方へ、費用の一部を予算の範囲内で助成します。

☑市内在住で65歳以上の高齢者の方、または身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由による障害の程度が1級・2級・3級の方

□対象建築物 昭和56年5月31日以前の建築で、市内にあり自己が所有し居住している木造住宅

□助成金額 30万円を上限に設置費用の10分の9以内(千円未満の端数は切り捨て) ※助成金の交付は耐震シェルターなどの設置の完了後になります。

※その他助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

申請前に設置または着工した場合は助成できませんのでご注意ください。

◆都市計画課 保
(☎042-438-4051)

分譲マンション耐震アドバイザーを派遣

市では、耐震診断・改修に関する専門家を派遣しています。耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に関すること、耐震診断および耐震改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法に関するについて、助言などを受けることができます。

☑分譲マンションの管理組合など

□派遣回数など 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回まで ※その他詳細な条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

◆都市計画課 保
(☎042-438-4051)

ご存じですか? 救急医療情報キットを配布しています

「救急医療情報キット」は、救急時や災害時の救命や避難支援に必要とされる情報を、より確実に救助者に伝達するための道具です。

配布には、申請書および本人確認ができる証明などが必要です。詳しくは、危機管理室へお問い合わせください。

□配布場所

危機管理室(防災センター5階)、高齢者支援課・障害福祉課(いずれも田無庁舎1階)、障害者総合支援センター「フレンドリー」
※5月から障害者総合支援センター「フレンドリー」相談支援センターえぼっく窓口でも配布を始めました。

◆危機管理室 保(☎042-438-4010)



ごみの出し方ワンポイント

使用済み家電製品などの無料回収業者には多くの問題があります。ごみ・資源物は市の通常回収に出しましょう。

最近、「使用済み家電製品・金属類・粗大ごみなどを無料で回収します」という業者がチラシを配布し、市内で回収をしています。ごみ減量推進課にも市民の皆さんから「問題はないのか」との問い合わせがあります。

環境省は以下の点を指摘し、「違法業務に当たる」事例が多いことを各自自治体に通知し、指導を強める対策を取り始めました。



家電4品目・パソコンは法によるリサイクルを

家電4品目(冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ)については家電リサイクル法、パソコンについては資源有効利用促進法により、メーカーなどに適正にリサイクルする義務(フロンガスや有害物質の適正処理)が課せられており、消費者にはリサイクルに協力する義務が課せられています。また市の一般廃棄物処理業の許可を受けていない業者は収集できません。

このことから、有料・無料を問わず、無許可業者による家電4品目などの回収は違法行為に当たります。

「古物商の許可があり、リユース

目的だから違法ではない」と業者は主張しますが、通電しない物の回収や保管施設に放置・破砕した物が大半のため、廃棄物処理法違反の実態が多く見られます。

使用済み家電製品・金属類の無料回収にも問題が

使用済み家電製品などは鉛、ヒ素などの有害物質が含まれている場合があります。適正な処理が必要です。これらの無料回収業者の多くは輸出業者への売却が目的のため、保管施設の不整備や野天での破砕など環境や安全を考慮しない処理を行っている場合があります。厳しい指導が必要となっています。

市民の皆さんには、使用済み家電製品などの粗大ごみ・資源物は、条例に基づいた市の通常回収に排出をするようご協力をお願いします。また、引っ越しなどで発生する大量の廃棄物についても、法外な料金を請求されないために、市の一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に依頼するか、ごみ減量推進課へご相談ください。

市では、平成24年度に数件の「無料回収業者」への指導を行っています。今後とも取り組みを強化しますので、ご理解をお願いします。

※市の一般廃棄物処理業許可業者については、下記へお問い合わせください。

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)